

令和5年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）

令和5年度さいたま市浦和東部第一特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ516,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年12月21日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		9,000	8,000	17,000
	1 国庫補助金	9,000	8,000	17,000
7 市債		11,900	13,800	25,700
	1 市債	11,900	13,800	25,700
歳入合計		495,000	21,800	516,800

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		325,834	21,800	347,634
	1 事業費	325,834	21,800	347,634
歳出合計		495,000	21,800	516,800

第2表

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	浦和東部第一特定土地区画整理事業	21,800

第3表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

変 更

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
浦和東部 第一特定 土地区画 整理事業	11,900	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の年 度における 利率とす る。)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行 その他の場 合にはその 債権者と 協定するも のによる。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期間を 短縮し、又 は繰上償還 若しくは低 利に借換え することができる。	25,700	(補正前に 同じ。)		